

令和3年横審第49号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官桐井晋司及び佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年5月1日10時35分

愛知県日間賀島西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

登録長 7.60メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 216キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部やや後方に操舵区画を配し、同区画右舷側に舵輪、舵輪前方に磁気コンパスを、同右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人4人を乗せ、周遊の目的で、船首0.2メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年5月1日09時30分愛知県弥富市所在のマリーナを発し、同県鼠島南方沖合を經由する予定で日間賀島に向かった。

ところで、日間賀島西方海域には同島西端から約800メートルの間に鼠島、角石及び下瀬礁が散在し、鼠島周辺では同島から南方に幅約100メートルで約200メートルにわたって干出岩（以下「鼠島浅礁域」という。）が拡延していた。

また、a受審人は、携帯電話に海上で自船の位置を表示するアプリケーションソフトウェアを導入し、同ソフトウェアからの海域情報（以下「海域情報」という。）を得ており、海域情報を拡大表示させることで鼠島を表示することができたものの、鼠島浅礁域の存在は把握していなかった。

発航に先立ち、a受審人は、日間賀島付近を航行するのは2回目で、鼠島浅礁域の存在を承知していなかったが、前回日間賀島付近を航行したときに水路状況に詳しい人から、同島付近の危険な場所を聞いたので、今回もそのときと同じ航路を走れば無難に航行できるものと思い、海図W1054を購入して日間賀島西方の浅所の状況を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、伊勢湾を南下して愛知県師崎港南方沖合を東行し、10時28分半少し過ぎ日間賀港第6号防波堤灯台（以下「第6号防波堤灯台」という。）から208度（真方位、以下同じ。）1.07海里の地点で、針路を023度に

定め、10.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

a 受審人は、鼠島浅礁域に向首する状況となって続航し、10時34分第6号防波堤灯台から249度230メートルの地点付近で、機関を中立運転として停留した。

a 受審人は、入港場所を確認するために宿泊施設に電話をかけ、風浪の影響で船首が068度を向き、10時35分僅か前、電話を終えて機関を前進にかけたところ、10時35分第6号防波堤灯台から249度230メートルの地点において、Aは、船首が068度を向いたまま、2.0ノットの速力となったとき、鼠島浅礁域に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の南東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、アウトドライブユニットの欠損及び船尾船底外板に破口等を生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、日間賀島西方に向けて弥富市所在のマリーナを発航するにあたり、水路調査が不十分で、鼠島浅礁域に向首して進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、日間賀島西方に向けて弥富市所在のマリーナを発航する場合、鼠島浅礁域の存在を承知していなかったのだから、同浅礁域に向首して進行することのないよう、海図W1054を購入して日間賀島西方の浅所の状況を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、前回日間賀島付近を航行したときに水路状況に詳しい人から、日間賀島付近の危険な場所を聞いたので、今回もそ

のときと同じ航路を走れば無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、鼠島浅礁域に向かって進行して乗揚を招き、船尾船底外板に破口等を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 6 月 1 日

横浜地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾